

平成30年3月5日

○条例

- 小田原市競輪事業臨時従業員の給与の種類及び基準に関する条例
- 小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例
- 小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 小田原市障害児通園施設条例の一部を改正する条例
- 小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例
- 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 小田原市都市公園条例の一部を改正する条例
- 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 小田原市水洗便所改造資金貸付条例を廃止する条例

○規則

- 小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市競輪事業臨時従業員の給与の種類及び基準に関する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 1 号

小田原市競輪事業臨時従業員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、本市が行う競輪（自転車競技法（昭和23年法律第209号）による自転車競走をいう。以下同じ。）の開催事業（以下「競輪事業」という。）に従事する臨時従業員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時従業員 地公労法附則第5項の規定により労働関係その他身分取扱いについて地公労法の規定が準用される職員であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定により、本市が競輪を開催するときその他市長が必要と認めるときに、期日を定めて臨時に雇用されるものをいう。
- (2) 臨時従業員登録簿 現に臨時従業員として雇用されていない者であって臨時従業員として雇用されることが予定されているもの及び現に臨時従業員として雇用されている者に係る氏名、住所、登録年月日その他雇用に必要な事項を記載した名簿をいう。

(給与の種類)

第3条 臨時従業員の給与の種類は、基本賃金及び手当とする。

- 2 基本賃金は、市長が定める勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、通勤手当、時間外勤務手当、年末年始手当、特定職務手当、一時手当、記念手当及び退職手当とする。

(基本賃金)

第4条 基本賃金は、日額とし、神奈川県における最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金及び同法第15条第1項に規定する特定最低賃金、本市以外の競輪施行者が行う競輪事業に従事する者（臨時従業員と同等の職務に従事する者に限る。）に係る基本賃金に相当する賃金の額の実情並びに本市の競輪事業の経営状況を考慮して定める。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする臨時従業員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）その他市長が特に認める臨時従業員に対し、その勤務した日について支給する。

(時間外勤務手当)

第6条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた臨時従業員に対し、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

(年末年始手当)

第7条 12月31日から翌年の1月3日までの間において、小田原市自転車競走実施条例（昭和37年小田原市条例第41号）第2条第1項の規定に基づき市長が定めた競輪の開催日に勤務した臨時従業員には、本市の競輪事業の経営状況その他の事情を考慮し、年末年始手当を支給することができる。

(特定職務手当)

第8条 特定職務手当は、市長が定める特定の職にある臨時従業員が、当該特定の職の職務に従事した場合に支給する。

(一時手当)

第9条 6月1日及び12月1日にそれぞれ臨時従業員登録簿に登録されている者には、その勤務実績に応じて、本市の競輪事業の経営状況その他の事情を考慮し、一時手当を支給することができる。

(記念手当)

第10条 市長が別に指定する競輪の開催期間における勝者投票券の売上金（勝者投票券の発売金額から自転車競技法第14条第6項の規定により返還すべき金額を差し引いたものをいう。）の額が一定の額を超えたときは、当該競輪の開催日に勤務した臨時従業員には、記念手当を支給することができる。

（退職手当）

第11条 退職手当は、臨時従業員登録簿に登録された期間が1年を超える者が退職（臨時従業員登録簿からその者に係る記載事項が消除されることをいう。以下同じ。）をしたときに、その勤務実績に応じて、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、臨時従業員が次の各号のいずれかに該当して退職をした場合にあつては、市長は、当該臨時従業員に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分を受けたとき。

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をしたとき。

(3) 地公労法附則第5項において準用する地公労法第12条の規定により解雇されたとき。

(4) その他前3号に掲げる事由に準ずる事由に該当したとき。

3 退職をした者であつて、臨時従業員登録簿に登録されていた期間に前項第1号に規定する処分を受けるべき行為をしたと認められるものに係る退職手当については、市長は、支払われる前にあつてはその支給を差し止め、又は制限し、支払われた後にあつてはその全部若しくは一部を返納させ、又は当該退職手当の額の全部若しくは一部に相当する額を納付させることができる。

（給与の減額）

第12条 臨時従業員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に市長の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの基本賃金の額を減額して支給する。

（適用除外）

第13条 第9条及び第11条第1項の規定は、臨時従業員登録簿に登録された者のう

ち、65歳に達する日の翌日の属する年度の末日をもって退職をした者であつて、特に希望することにより再び雇用されたものには、適用しない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市が支給した臨時従業員の給与に相当する給付は、この条例の規定により支給した給与とみなす。

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成30年 3 月 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 号

小田原市指定居宅介護支援等に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当居宅介護支援の事業が満たすべき基準等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援の事業に係る指定の申請者)

第 3 条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等)

第 4 条 法第81条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらの基準のうち法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業が満たすべき条例で定める基準は、次条から第7条までに定めるところによる。

(指定居宅介護支援の事業の基本方針)

第 5 条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事

業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、中立かつ公正に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（準用）

第6条 前条の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

（委任）

第7条 前2条に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらのうち基準該当居宅介護支援の事業が満たすべき基準は、これらの規定を考慮して規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例（平成27年小田原市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項を同表の5の項とし、同表の3の項の次に次のように加える。

4 市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項、障害者手帳関係情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
------	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 4 号

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例の一部を改正する
条例

小田原市指定介護予防支援等に関する基準等を定める条例（平成26年小田原市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「指定介護予防支援等」を「指定介護予防支援」に改め、「基準」の次に「並びにこれらのうち基準該当介護予防支援の事業が満たすべき基準」を加える。

第4条の見出し中「基準」の次に「等」を加え、同条中「基準」の次に「並びにこれらのうち法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援の事業が満たすべき条例で定める基準」を加え、「及び第7条」を「から第7条まで」に改める。

第5条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条中「指定介護予防支援等」を「指定介護予防支援」に改め、「基準」の次に「並びにこれらのうち基準該当介護予防支援の事業が満たすべき基準」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成30年 3 月 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 5 号

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例（平成24年小田原市
条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項第1号」の次に「、第78条の2の2第1項第1号及び第2号」を
加える。

第4条中「法」の次に「第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに」を加える。
第7条の4を第7条の5とする。

第7条の3中「前条」を「第7条の2」に改め、同条を第7条の4とし、第7条の2
の次に次の1条を加える。

第7条の3 前条の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

第17条中「及び第4項第1号」の次に「、第78条の2の2第1項第1号及び第2
号」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市障害児通園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 6 号

小田原市障害児通園施設条例の一部を改正する条例

小田原市障害児通園施設条例（平成15年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成30年 3 月 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 7 号

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を
改正する条例

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（平成6年小田原
市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の3（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2成田・桑原地区地区整備計画区域の項中「別表第2（を）項第7号」を「別
表第2（わ）項第7号」に改め、同表三の丸地区地区整備計画区域の項及び中里地区地
区整備計画区域の項中「第130条の9の3」を「第130条の9の5」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月5日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第8号

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例の一部を改正する条例

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例（平成15年小田原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条の2」を「第22条」に改める。

第1条中「第4項」の次に「（これらの規定を法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）」を加える。

第2条第1項第7号中「（同条第5項及び第17条第5項の規定に基づき変更したものを含む。）」を削る。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号ウを削り、同号を同条第4号とし、同条第6号を削る。

第9条第1項中「第3条第1号から第5号までに規定する」を削り、「市長、」を「市長のほか、当該開発事業に関係がある」に改め、「公益的施設の管理者」の次に「並びに当該開発事業に関する工事により設置される公共施設及び公益的施設を管理することとなる者（第5項において「公共施設管理者等」という。）」を加え、「開発事業計画」を「当該開発事業に係る計画」に改め、「当該開発事業に係る」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該開発事業が法令等の規定による許可、認可等を要するときは、その申請等の手続を行う前に当該協議を行わなければならない。

第9条第2項中「当該開発事業区域内」を「当該開発事業に係る開発事業区域内」に改め、同条中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、同条第7項中「公共施設の管理者、公益的施設の管理者」を「公共施設管理者等」に、「をした」を「があった」に、「協定を締結しない場合は、市長が特に認めた場合を除き」を「開発事業協定

が締結されないときは」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第8項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 前各項の規定は、開発事業協定の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をする場合について準用する。この場合において、第1項中「計画」とあるのは「計画の変更」と、第2項中「前項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する前項」と、第3項から第5項までの規定中「第1項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第1項」と、前3項中「開発事業協定」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第3項の協定」と読み替えるものとする。

第9条第9項中「開発事業協定の」を「開発事業協定（前項において読み替えて準用する第3項の協定を含む。以下同じ。）の」に改め、同項を同条第8項とする。

第11条第1項中「第9条第1項」の次に「（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同項第3号中「第3条第3号」を「第3条第2号」に改め、同項第4号中「第3条第4号及び第5号」を「第3条第3号及び第4号」に改める。

第14条第1項中「、当該開発事業」を「、当該開発事業協定に係る開発事業」に改め、同条第3項中「開発事業区域」を「開発事業協定に係る開発事業区域」に、「その他当該開発事業」を「その他当該開発事業協定に係る開発事業」に、「の承認を受けて」を「に届け出て」に改める。

第20条の見出し中「住宅」を「市街化区域における住宅」に改め、同条第1項中「の規定による」を「（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める」に改め、「とし、」の次に「当該住宅の」を加え、「の用途地域等」を「の用途地域の区分」に改め、同項の表中「用途地域等」を「用途地域」に改め、同表用途の指定のない地域の項を削り、同条第2項中「第3条第3号及び第4号に掲げる」を「第3条第2号及び第3号に該当する」に改める。

第21条第1項中「、その開発事業区域が中心市街地の活性化のための必要性及び妥当性を勘案して市長が指定する道路に接しているときは」を削る。

第22条を削る。

第22条の2中「開発事業区域が自動車交通の渋滞を来しており、又はそのおそれがあると認めて市長が指定する道路に接している場合においては、当該」を削り、同条ただし書中「、これによることが著しく困難であると認められる場合又は自動車交通の渋

滞を悪化させることとなる」を「自動車交通に支障を来すおそれがない」に改め、同条を第22条とする。

第24条第1項中「第33条第3項」の次に「（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同項第6号イ中「場合は」の次に「、開発区域内の道路について」を、「ごとに」の次に「市長が定める基準に適合する」を、「転回広場」の次に「（以下「転回広場」という。）」を加え、同号ウ中「自動車の」を削り、同号エを削る。

第25条第1号中「住宅」を「主として住宅」に改める。

第26条中「第3条第3号から第5号まで」を「第3条第2号から第4号まで」に改める。

第33条第1項第3号の表中「ワンルーム等建築物」の次に「（1戸の専用面積が30平方メートル未満であり、かつ、浴室、便所及び湯沸場を設けた形式の住宅、事務所等を6戸以上有する建築物をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「第3条第3号及び第4号」を「第3条第2号及び第3号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 9 号

小田原市都市公園条例の一部を改正する条例

小田原市都市公園条例（昭和33年小田原市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の5の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第1条の6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第10号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年小田原市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第21号を次のように改める。

(21) 耳鼻咽喉科（気管食道）

第3条第3項第24号を次のように改める。

(24) 病理診断科

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市水洗便所改造資金貸付条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第11号

小田原市水洗便所改造資金貸付条例を廃止する条例

小田原市水洗便所改造資金貸付条例（昭和41年小田原市条例第39号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に市が貸付けを行った貸付金の返還については、なお従前の例による。

（小田原市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

- 3 小田原市下水道事業の設置等に関する条例（平成27年小田原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

（小田原市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 附則第2項の貸付金に係る返還金の収納に関する事務については、前項の規定による改正前の小田原市下水道事業の設置等に関する条例第6条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月5日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第3号

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成28年小田原市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第8条中「別表第2の4の項」を「別表第2の5の項」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

第8条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）第5条第1項の神奈川県在宅重度障害者等手当の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査（当該申請に係る申請書の内容その他必要な事項についての調査に限る。）に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る重度障害者等（神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第2条に規定する重度障害者等をいう。以下この条において同じ。）又はその配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

イ 当該申請に係る重度障害者等又は当該重度障害者等と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

ウ 当該申請に係る重度障害者等に係る身体障害者手帳情報

エ 当該申請に係る重度障害者等に係る精神障害者保健福祉手帳情報

オ 当該申請に係る重度障害者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当又は同法第26条の2の特別障害者手当の支給に関する

情報

(2) 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第12条第1項の神奈川県在宅重度障害者等手当の支給を受けている者の現況の届出に係る事実についての審査（当該届出に係る届出書の内容その他必要な事項についての調査に限る。）に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る重度障害者等又はその配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報

イ 当該届出に係る重度障害者等又は当該重度障害者等と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ウ 当該届出に係る重度障害者等に係る身体障害者手帳情報

エ 当該届出に係る重度障害者等に係る精神障害者保健福祉手帳情報

オ 当該届出に係る重度障害者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当又は同法第26条の2の特別障害者手当の支給に関する情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。